

千葉県食品等安全・安心検討作業部会設置要綱

(目 的)

第1条 千葉県食品等安全・安心協議会設置要綱第4条の規定に基づき、千葉県における食品等の安全・安心の確保に関する事項について検討するため、千葉県食品等安全・安心検討作業部会（以下「作業部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 作業部会は、次の事務を所掌する。

- (1) 食品等の安全・安心の確保に関する基本的な方針の内容等に関すること。
- (2) その他食品等の安全・安心の確保に関し必要な事項に関すること。

(委 員)

第3条 作業部会は、委員12名以内をもって構成する。

- 2 委員は、消費者を代表する者、食品関連事業者を代表する者及び学識を有する者で構成する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 4 委員に欠員を生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(組 織)

第4条 作業部会には、部会長及び副部会長各1名を置く。

- 2 部会長及び副部会長は、部会員の互選により定める。
- 3 部会長は、作業部会を代表し、会務を総理する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会 議)

第5条 作業部会は、部会長が招集し、議長となる。

- 2 部会長が必要と認めたときは、関係者に出席を求め、意見及び説明を聴くことができる。

(庶 務)

第6条 作業部会の庶務は、健康福祉部衛生指導課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、作業部会の運営に関し必要な事項は、作業部会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成18年10月17日から施行する。